

従業員の健康と事業所の将来を守るために 協会けんぽの 生活習慣病予防健診 を受けてみましょう！

生活習慣病予防健診 対象者 ▶ 令和5年度に35歳～74歳のお勤めのご本人（被保険者）様

3月下旬に事業所様へ令和5年度の生活習慣病予防健診のご案内をお送りしております。
令和5年4月より自己負担も軽減されていますので、ぜひこの機会にご受診ください！

生活習慣病予防健診のオススメPOINT！

1. 充実の検査内容！

定期健診（労働安全衛生法）で
定められている項目
+
がん検診
（大腸・胃・肺がん等の検査）

2. 健診費用が安くなる！

通常 **18,865円** のところ
↓
自己負担額最高 **5,282円** で
受診できます！

健診機関に電話等で連絡するだけで予約完了！

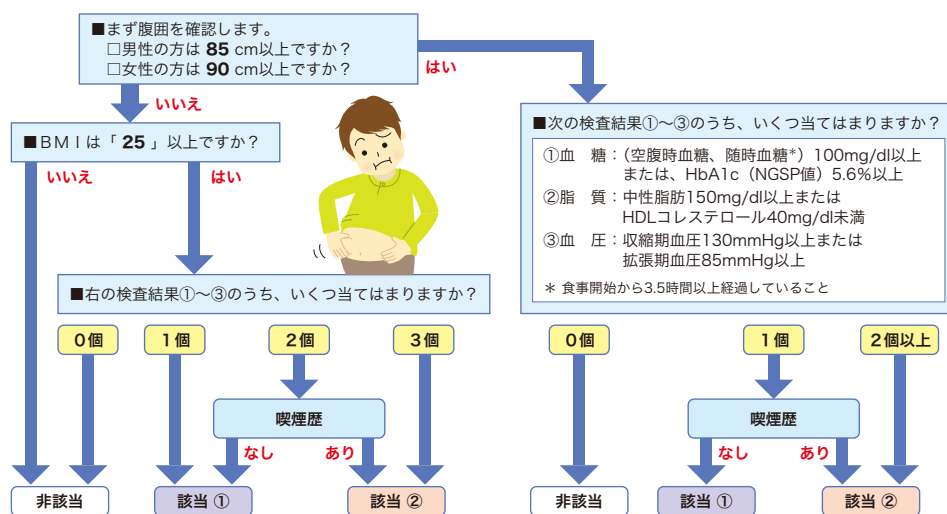
協会けんぽ 群馬 健診機関

検索

令和4年度まで
最高 **7,169円** のところ
更におトクに！

受診しっぱなしはNG！ 必ず健診の結果をチェック！

協会けんぽでは、健診の結果、メタボリックシンドロームのリスクがあると判定された方に、健康づくりのプロである保健師、管理栄養士による**無料**の健康サポート（特定保健指導）を実施しております。下のフローチャートより、「該当」となった方は特定保健指導の対象となります。詳細については裏面をご覧ください。「非該当」となった方も、ぜひ知っていただきたい事業ですので、ご覧ください！



該当①（動機付け支援）
の方は、原則1回、個別またはグループ面接による生活習慣改善サポートが受けられます。

該当②（積極的支援）
の方は、個別またはグループによる初回面接と3～6か月間の継続した生活習慣改善サポートが受けられます。

※高血圧症、脂質異常症又は糖尿病の治療で服薬中の方は、特定保健指導の対象とはなりません。

お問い合わせは 保健グループ ☎ 027-219-2100 音声ガイダンス③

無料

やってよかった！ 「健康サポート（特定保健指導）」 健康づくりのプロがサポートします

協会けんぽでは、健診後のフォローとして、保健師、管理栄養士による健康づくりのプロが生活習慣の改善をサポートしています。従業員様の健康は、職場の明るい雰囲気や企業の生産性向上にもつながります。従業員様の健康づくりに、協会けんぽの特定保健指導をぜひご活用ください。

特定保健指導の流れ

該当 ②（積極的支援）の場合

初回面談

ライフスタイルに合わせて
目標を決定します



実践

電話やメール・手紙など
でサポートします



評価

3～6カ月後



群馬支部のメールマガジンで、毎月メタボ解消体験記を紹介しています。
登録はこちらから▶▶▶



リモート面談もご利用ください

パソコンやスマートフォン、タブレットを使い、オンラインで保健指導が受けられます。

こんな方におすすめ！

- ・とにかく忙しい
- ・手軽な方法がいい
- ・面接場所へ行くのが大変



上記の内容のお問い合わせは 保健グループ ☎ 027-219-2100 音声ガイダンス③

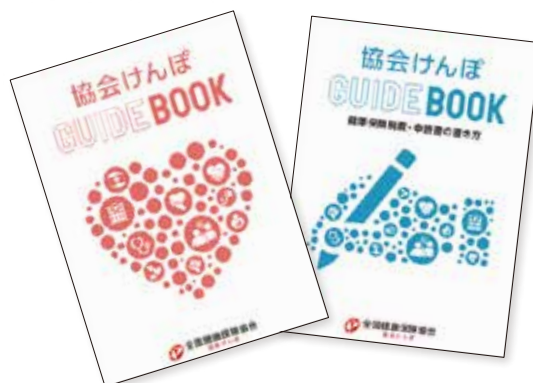
困ったときに
この1冊！

協会けんぽガイドブックを ご利用ください！

協会けんぽの健康保険給付や申請書の記入方法などがわかる「協会けんぽガイドブック」がホームページで見られるようになっております。
ぜひ、問い合わせや申請書の提出の前等にご一読のうえ、お役立てください。



ガイドブックやリーフレットはこちらから ▶▶▶



申請書の提出は郵送をお願いします。